

原子力災害時における住民避難計画

平成27年1月作成

令和5年9月修正

若 狭 町

目 次

第 1	趣旨	1
第 2	避難等の防護措置の実施	2
第 3	広域避難先（県内避難・県外避難）	3
第 4	避難の実施単位	3
第 5	避難ルート	3
第 6	避難者の輸送手段	4
第 7	スクリーニング・除染	7
第 8	安定ヨウ素剤の配布・服用	8
第 9	避難者情報の事前把握	8
第 10	放射線防護対策施設	8
第 11	要配慮者の避難に関する施設等	9
第 12	計画の見直し等	9
別表 1	若狭町の広域避難先	10
別表 2	集落別避難先	11
別表 3	広域避難ルート	16
別図 1	広域避難ルート	18
別表 4	一時集合施設	22
別表 5	スクリーニング（汚染検査）・除染場所候補場所	22
別表 6	安定ヨウ素剤の備蓄場所	22
別表 7	緊急時における安定ヨウ素剤の配布候補場所	23
別表 8	沿岸部の漁港	23
別表 9	臨時ヘリポート候補地一覧	23
別表 10	放射線防護施設一覧	23
別表 11	病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所	24
様式 1	緊急時の避難者情報	26

第 1 趣旨

本計画は、若狭町地域防災計画（原子力災害対策編）第 2 章第 1 節第 5 の規定に基づき、若狭町の住民が行う原子力発電所から 30 km 圏外への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に行われるよう、広域避難先、避難ルート、避難者の輸送手段等を定めるものである。

本町における原子力災害対策重点区域は表 1 のとおりとする。

表 1

原子力事業所	PAZ 地域 (おおむね半径 5 km 圏)	UPZ 地域 (おおむね半径 30 km 圏)
日本原子力発電(株)敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター (独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター	—	三十三地区（みそみ小学校区） 三方地区（旧明倫小学校区、三方小学校区、気山小学校区） 西田地区（梅の里小学校区、旧岬小学校区） 鳥羽地区（鳥羽小学校区）
関西電力(株)美浜発電所	—	若狭町全域（みそみ小学校区、旧明倫小学校区、三方小学校区、気山小学校区、梅の里小学校区、旧岬小学校区、鳥羽小学校区、瓜生小学校区、熊川小学校区、三宅小学校区、野木小学校区）
関西電力(株)大飯発電所	—	若狭町全域（みそみ小学校区、旧明倫小学校区、三方小学校区、気山小学校区、梅の里小学校区、旧岬小学校区、鳥羽小学校区、瓜生小学校区、熊川小学校区、三宅小学校区、野木小学校区）
関西電力(株)高浜発電所	—	西田地区の沿岸部（梅の里小学校区の一部（世久見、食見、塩坂越、遊子）、旧岬小学校区） 三宅地区（三宅小学校区） 野木地区（野木小学校区）

※ PAZ（Precautionary Action Zone）：予防的防護措置を準備する区域

UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone）：緊急時防護措置を準備する区域

第2 避難等の防護措置の実施

1 住民への避難指示

国は、原子力災害の事態の進展に応じて、県および関係市町を通じて、避難等の指示を住民等に適切かつ明確に伝えるものとする。

原子力災害の事態の進展の区分については、表2のとおりである。

表2

防護措置の基準		P A Z 圏 (おおむね 5 k m 圏)	U P Z 圏 (おおむね 5 ～ 3 0 k m 圏)
E A L に 基づく 防護 措置	警戒事態（第1段階） (主な事象) ・非常用母線への交流電源が1系統になった場合 ・原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 ・福井県内で震度6弱以上の地震が発生 ・福井県に大津波警報が発令等	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難準備	
	施設敷地緊急事態（第2段階） (主な事象) ・全交流電源の喪失が30分以上継続 ・非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい 等	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難実施 [一般住民] 避難準備	[一般住民、要配慮者] 屋内退避準備
	全面緊急事態（第3段階） (主な事象) ・1時間あたり $5 \mu S v$ 以上の放射線量が検出 ・原子炉冷却機能の喪失 ・原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達等	[一般住民] 避難実施	[一般住民、要配慮者] 屋内退避
O I L に 基づく 防護 措置	O I L 1 (地上1mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり $500 \mu S v$ 以上)		[一般住民、要配慮者] 数時間内を目途に区域を特定し、速やかに避難を実施
	O I L 2 (地上1mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり $20 \mu S v$ 以上)		[一般住民、要配慮者] 1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施

※EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

2 住民の避難方法

避難指示を受けた住民等は、原子力災害の事態の進展の区分に基づき、段階的避難により避難するものとする。

※段階的避難…PAZ圏（5km圏）の住民が避難完了（30km圏外へ移動）した後に、UPZ圏（30km圏）の住民が避難指示に基づき避難すること。

3 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまでの放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

第3 広域避難先（県内避難・県外避難）

広域避難については、地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。ただし、事態の進展状態等により県内避難が困難な場合の避難先として、県外における避難先を定める。

町の県内および県外の広域避難先は別表1のとおりとする。

第4 避難の実施単位

町は、小学校区を基本として避難の実施単位（以下「避難単位」という。）を設定する。ただし、地域の特性等によりやむを得ないと認められる場合は、県と協議して小学校区以外の避難単位を設定することも可能とする。

第5 避難ルート

1 広域避難ルート

広域避難を実施する際のルートは、高速道路および国道等の幹線道路を基本に、別表3および別図1のとおりとする。

2 各小学校区等からの避難ルート

町は、上記１の広域避難ルートをもとに、地理的状況、道路状況等を勘案し、各小学校区等から広域避難先へのルートを個別に定めるものとする。

第６ 避難者の輸送手段

１ 原子力発電所からおおむね５ｋｍ圏（以下「ＰＡＺ圏」という。）住民の避難

ＰＡＺ圏においては、緊急時活動レベル（ＥＡＬ）に基づき、施設敷地緊急事態（第２段階）発生の際に至った場合、施設敷地緊急事態要避難者の避難を速やかに開始する。また、全面緊急事態（第３段階）発生の際に至った場合、基本的にすべての住民等を対象に速やかに避難を実施する。

避難対象地域の住民は、関係市町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。

（１）自家用車による避難

自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行う。

（２）バス等の車両による避難

自家用車による避難をしない住民は、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、関係市町または県が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行う。

自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から関係市町または県が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。

（３）船舶、航空機、鉄道等による避難

上記（１）および（２）による避難ができない場合において、県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、半島部の港湾または漁港もしくは臨時ヘリポートから、船舶、ヘリコプターで、避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動する。その後、関係市町または県が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。

これらの輸送手段の他、航空機、鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。

２ 原子力発電所からおおむね３０ｋｍ圏（以下「ＵＰＺ圏」という。）住民の避難

（１）ＯＩＬ１（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率が $500\mu\text{Sv}/\text{時間}$ 以上）の避難における輸送手段〔即時避難〕

ＯＩＬ１の設定値を超える空間放射線量が計測された地域においては、国が数時間内を目途に区域を特定し、速やかに避難を実施する。

避難対象地域の住民は、町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。

① 自家用車による避難

自家用車による避難が可能な住民は、自家用車により、あらかじめ定められた避難先（別表 2）に避難を行う。

② バス等の車両による避難

自家用車による避難をしない住民は、町があらかじめ定めた一時集合施設（別表 4）に集合し、町または県が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両により、あらかじめ定めた避難先（別表 2）に避難を行う。

③ 船舶、航空機、鉄道等による避難

上記①および②による避難ができない場合において、県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、港湾または漁港もしくは臨時ヘリポートから船舶・ヘリコプターで、避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動する。その後、町または県が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先（別表 2）に避難を行う。

これらの輸送手段の他、航空機、鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。

（2）O I L 2（地上 1 m で計測した場合の空間放射線率が $20 \mu S v / 時間$ 以上）の避難における輸送手段〔1 週間程度内に避難〕

O I L 2 の設定値を超える空間放射線量が計測された地域においては、国が 1 日内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に避難を実施する。

避難対象地域の住民は、町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。

① バス、自家用車等の車両による避難

当該区域の輸送手段については、集団で避難することを基本に、町または県が確保した避難用のバスもしくは自家用車、県が要請し応急出動した自衛隊車両による避難を行う。

② 船舶、航空機、鉄道等による避難

上記①の輸送手段の他、船舶、航空機、鉄道（新幹線・在来線）等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。

3 避難手段の早期確保

県は、P A Z 圏および U P Z 圏いずれの場合でも、適切かつ円滑に住民の避難を実施できるよう、次の方法により、早い段階であらゆる輸送手段を確保するよう努める。

（1）県外バスの確保

警戒事態（第 1 段階）発生の段階で、県は、国、近隣府県および関係機関と協議し、県外の子バス会社が所有するバスの出動可能な台数等をあらかじめ確認する。

(2) 緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）

県は、自衛隊および海上保安庁に対し、次の緊急事態の区分に応じ、緊急輸送の支援を要請する。なお、どの程度の搬送力を、どのタイミングで提供できるかは、自衛隊および海上保安庁が発災時におかれている状況や業務の優先順位による。

① 警戒事態（第1段階）発生段階

県は、自衛隊および海上保安庁に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次の要請を行う。

- ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。
- ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。

② 施設敷地緊急事態（第2段階）発生段階

県は、自衛隊および海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるP A Z圏内の施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援を要請する。

③ 全面緊急事態（第3段階）発生段階

県は、自衛隊および海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるP A Z圏内の住民の緊急輸送の支援を要請する。

また、O I Lに基づく避難を実施する段階で、県は、自衛隊および海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるU P Z圏内の住民の緊急輸送の支援を要請する。

4 車両避難を円滑に行うための対応

(1) 段階的避難の有効性、指示を持たない避難の抑制についての理解促進

町および県は、段階的避難の有効性および指示を持たない避難の抑制について、避難訓練・研修・住民向けパンフレットの配布など様々な機会を通じて住民に説明し、理解促進を図る。

※指示を持たない避難…U P Z圏（5～30km圏）の住民が、避難指示を待たずに避難を行うこと。

(2) 乗り合わせ等による自家用車の抑制

町および県は、避難途上の渋滞抑制や避難先における交通混乱をできるだけ避けるため、乗り合わせ等による自家用車の台数の抑制を図るよう努める。

(3) 平時からの準備について住民への周知

町および県は、自家用車避難における平時からの準備（非常時持出品（財布、通帳等）、平時からの燃料補給、避難経路の確認等）を住民に周知する。

(4) 県内バス会社との連絡体制の整備

県は、迅速に県内のバスが派遣されるよう、運用管理者の緊急連絡先を事前に把握する等、県内バス会社等と緊密に連絡できる体制を整備する。

（５）交通規制、交通誘導の実施

県は、著しい交通渋滞の発生が予測される場所について、警察や道路管理者との間で情報共有を図るとともに、渋滞予測箇所の合流地点や主要交差点での交通規制のあり方、迂回ルートの設定および円滑な誘導などの対応策について、警察、道路管理者、関係自治体との間で具体的な検討を行う。

第７ スクリーニング・除染

１ 対象

避難指示を受けた住民およびその携行物品（車両、ラジオ・携帯電話・防寒具などの防災用品）を対象とする。

ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民については対象としない。

２ 場所

県が設置するスクリーニング・除染を行う場所の候補地は、別表５のとおりとする。

県は、事態の進展状況や避難先・避難ルート、車両の誘導方法や渋滞対策等を勘案し、町や国、道路管理者等と協議の上、候補地の中から実施場所を決定する。

３ 実施方法

（１）住民およびその携行物品のスクリーニング検査

住民およびその携行物品のスクリーニング検査は、GMサーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行う。

その結果、国の原子力災害対策指針で定められているO I L 4の設定値（β線：40,000 c p m）を超える数値が検出された場合は、速やかに除染を行う。

（２）自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民のスクリーニング検査

自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民に対し、まず車両の検査を行い、当該車両にO I L 4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。

（３）車両に汚染が認められた場合の対応

当該車両に汚染が認められた場合、乗員の代表者に対して汚染検査を行い、当該代表者にO I L 4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。

(4) 住民に汚染が認められた場合の対応

住民に汚染が認められた場合、住民の携行物品の検査を行うとともに、必要に応じ除染を実施する。

4 実施体制

県は、国、原子力事業者等と連携協力しながら、放射性医学総合研究者、日本原子力研究開発機構等の指定公共機関の支援の下、あらかじめ資機材、要員等の実施体制を計画する。

第8 安定ヨウ素剤の配布・服用

1 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、UPZ内の住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急時および事前配布の体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

2 安定ヨウ素剤の保管場所

町および県の安定ヨウ素剤の保管場所は別表6のとおりとする。

町および県は、管理者を選定し、安定ヨウ素剤を適正に保管管理するとともに、緊急時に迅速に対応できるよう、夜間・休日を含む連絡体制を準備する。

3 緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布を行う場所の候補地は、別表7、一時集合施設（別表4）および速やかな配布と被ばくへの影響が少ない、避難経路の近辺とする。

町は、事態の進展状況や避難先・避難ルート等を勘案し、県と協議の上、候補地の中から配布場所を決定する。

なお、安定ヨウ素剤の事前配布を受けているものは、国からの指示に基づき服用する。

第9 避難者情報の事前把握

町は、緊急時に必要な避難者情報（小学校区ごとの人口、世帯数、在宅の要配慮者数、学校の児童・生徒および教員数、福祉施設の入所者数、医療機関の入院患者数）について、様式1により、あらかじめ把握し、県に報告するものとする。

第10 放射線防護対策施設

原子力発電所近隣の要配慮者等が避難の際に利用する一時集合施設および傷病者の受入を行う病院・診療所のうち、放射線防護対策を実施する施設は、別表10のとおりとする。

第 1 1 要配慮者の避難に関する施設等

1 30km圏内に位置する学校、保育所の避難

30km圏内に位置する学校、保育所の管理者は、町、県と連携し、各施設において作成した避難計画に基づいて、園児、児童、生徒および学生を迅速かつ安全に避難させるものとする。

また、避難計画については、町および県の地域防災計画の改定状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、各施設において必要な見直しを行い、県に報告するものとする。

2 30km圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難

30km圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所は、別表11のとおりとする。

病院・社会福祉施設の管理者は、町、県と連携し、各施設において作成した避難計画に基づいて、入院患者、施設入所者を迅速かつ安全に避難させるものとする。

また、避難計画については、町および県の地域防災計画の改定状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、各施設において必要な見直しを行い、県に報告するものとする。

第 1 2 計画の見直し等

内閣府原子力災害対策担当室および広域的な原子力災害に関するワーキンググループ（福井エリア）においては、今後、避難輸送手段（緊急輸送体制）の基本的枠組み、避難行動要支援者の輸送手段等の課題について、引き続き検討・協議を行うこととされている。

また、原子力立地地域における自衛隊の展開基盤の確保、参集体制等についても、今後、県と自衛隊が連携して協議を行うこととされている。

本計画については、こうした国、自衛隊・海上保安庁などの関係機関、関係自治体等との協議の状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。

別表 1 若狭町の広域避難先

小学校区名	人口	世帯数	県内避難先		県外避難先	
			市町	避難施設	市町	避難施設
みそみ	2, 053	826	越前町	越前町立宮崎小学校他 1 0 箇所	兵庫県三木市	口吉川町公民館他 1 0 箇所
旧明倫	758	284		越前町営朝日体育館	兵庫県三木市	自由が丘公民館他 2 箇所
三方	1, 997	739		福井県立丹生高等学校他 3 箇所	兵庫県 丹波篠山市	丹波篠山総合スポーツセンター 他 5 箇所
					兵庫県加東市	やしろ国際学習塾
気山	943	329		越前町立朝日中学校他 1 箇所	兵庫県丹波市	大師の杜ホール他 3 箇所
梅の里	873	283		織田健康福祉センター他 1 箇所	兵庫県丹波市	三ツ塚ふれあいセンター愛育館他 1 箇所
旧岬	352	128		越前町営織田勤労者体育館他 1 箇所	兵庫県丹波市	氷上住民センター
鳥羽	1, 594	508		越前町立織田小学校他 2 箇所	兵庫県西脇市	黒っこプラザ他 3 箇所
瓜生	1, 742	628		越前町立越前中学校他 2 箇所	兵庫県加西市	市民会館他 8 箇所
熊川	572	230		越前町立萩野小学校他 3 箇所	兵庫県多可町	中コミュニティプラザ他 2 箇所
三宅	1, 692	642		越前サブコミュニティセンター庁舎他 5 箇所	兵庫県加東市	滝野総合公園体育館
					兵庫県小野市	コミュニティセンター下東条他 1 箇所
野木	1, 084	351		越前町立城崎小学校他 3 箇所	兵庫県小野市	兵庫県立小野高等学校他 3 箇所
合計	13, 687	4, 948	1 町	4 2 施設	8 市町	5 1 施設

※ 人口・世帯数は、令和 5 年 9 月 1 日現在

別表２ 集落別避難先

小学校区	集落名	人口	世帯数	県内避難先		県外避難先	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
みそみ	倉見	129	50	江波コミュニティセンター	江波 62-52	口吉川町公民館	三木市口吉川町殿端 144
	白屋	180	67	八田集落センター	八田 49-12-1	三木コミュニティスポーツセンター	三木市加佐 572
				八田新保・舟場集落センター	舟場 3-15-2		
				円満ふれあい会館	円満 13-29-30		
	成願寺	90	39	小曾原区民会館	小曾原 36-41	三木コミュニティスポーツセンター	三木市加佐 572
	上野	158	51	越前町立宮崎小学校	江波 122-1	細川町公民館	三木市細川町豊地 55-1
	能登野	301	120	越前町立宮崎中学校	樫津 20-20	中央公民館	三木市本町 2-2-10
						勤労者福祉センター（サンライフ三木）	三木市福井 1933-12
	横渡	259	128	越前町立宮崎中学校	樫津 20-20	三木南交流センター	三木市福井 2484-9
	井崎	296	106	越前町立宮崎小学校	江波 122-1	吉川総合公園	三木市吉川町西奥
	高岸	178	89	越前町立宮崎小学校	江波 122-1	別所町公民館	三木市別所町西這田 1-10
	岩屋	229	88	若竹荘	小曾原 119-1-2	市民活動センター（福祉会館）	三木市末広 1-6-46
				西三区集落センター	熊谷 35-36		
旧明倫	田上	127	48	樫津隣保館	樫津 16-13	志染町公民館	三木市志染町井上 173
	東黒田	106	40	陶の谷サブセンター	寺 11-11	吉川町公民館	三木市吉川町吉安 246
	相田	283	96	越前町営朝日体育館	気比庄 58-85-1	自由が丘公民館	三木市志染町西自由が丘 1-595
三方	藤井	252	96	越前町営朝日体育館	気比庄 58-85-1	緑が丘町公民館	三木市緑が丘町中 3-38
	南前川	250	92	越前町営朝日体育館	気比庄 58-85-1	青山公民館	三木市志染町青山 3-15-2
	北前川	225	80	越前町営朝日小学校	天王 5-7	やしろ国際学習塾	加東市上三草 1175
	佐古	108	35	越前町営朝日小学校	天王 5-7	やしろ国際学習塾	加東市上三草 1175
	田名	48	19	越前町生涯学習センター	内郡 13-19-3	やしろ国際学習塾	加東市上三草 1175
	向笠	224	82	越前町生涯学習センター	内郡 13-19-3	やしろ国際学習塾	加東市上三草 1175

別表２ 集落別避難先

小学校区	集落名	人口	世帯数	県内避難先		県外避難先	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
三方	鳥浜	724	259	福井県立丹生高等学校	内郡 41-18-1	丹波篠山総合スポーツセンター	丹波篠山市郡家 451-4
						B & G 海洋センター	丹波篠山市日置 385-1
						四季の森生涯学習センター西館	丹波篠山市網掛 429
	館川	147	57	越前町立糸生小学校	上糸生 81-19	今田健康増進センター	丹波篠山市今田町下立杭字茶屋場 16-3
	三方	521	207	福井県立丹生高等学校	内郡 41-18-1	西紀体育館	丹波篠山市宮田 111
				越前町立糸生小学校	上糸生 81-19	川代体育館	丹波篠山市大山下 347
気山	古川	22	12	越前町立朝日中学校	気比庄 51-5-1	大師の杜ホール	丹波市氷上町絹山 346
	中山	42	15	越前町立朝日中学校	気比庄 51-5-1	大師の杜ホール	丹波市氷上町絹山 346
	市	154	56	越前町立朝日中学校	気比庄 51-5-1	大師の杜ホール	丹波市氷上町絹山 346
	中村	149	49	越前町立朝日中学校	気比庄 51-5-1	山南 B & G 海洋センター体育館	丹波市山南町野坂 297
	寺谷	44	17	越前町立朝日中学校	気比庄 51-5-1	春日体育センター	丹波市春日町黒井 496-2
	切迫	40	17	越前町立朝日中学校	気比庄 51-5-1	春日体育センター	丹波市春日町黒井 496-2
	苧	99	40	越前町立朝日中学校	気比庄 51-5-1	春日体育センター	丹波市春日町黒井 496-2
	上瀬	393	123	越前町立常盤小学校	青野 20-9	柏原住民センター	丹波市柏原町柏原 5528
梅の里	成出	37	9	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
	田井野	109	38	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
	梅ヶ原	48	20	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
	田立	63	19	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
	別庄	82	34	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
	世久津	63	21	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
	伊良積	80	26	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
	北庄	36	11	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139

別表２ 集落別避難先

小学校区	集落名	人口	世帯数	県内避難先		県外避難先	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
梅の里	海山	91	23	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
	世久見	118	35	越前町商工会館	織田 42-54	青垣住民センター	丹波市青垣町佐治 114
	食見	55	18	越前町商工会館	織田 42-54	青垣住民センター	丹波市青垣町佐治 114
	塩坂越	51	15	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
	遊子	40	14	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	三ツ塚ふれあいセンター愛育館	丹波市市島町上田 1139
旧岬	小川	143	58	織田町営織田勤労者体育館	下河原 37-16-6	氷上住民センター	丹波市氷上町成松字甲賀 1
	神子	98	34	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	氷上住民センター	丹波市氷上町成松字甲賀 1
	常神	111	36	織田保健福祉センター	織田 106-51-1	氷上住民センター	丹波市氷上町成松字甲賀 1
鳥羽	大鳥羽	218	78	越前町織田小学校	大王丸 20-17	黒っこプラザ	西脇市黒田庄町前坂 2140
	上黒田	82	26	越前町織田小学校	大王丸 20-17	黒田庄体育センター	西脇市黒田庄町前坂 2159
	麻生野	137	40	オタイコ・ヒルズ	下河原 37-16-6	黒田庄体育センター	西脇市黒田庄町前坂 2159
	海士坂	145	43	オタイコ・ヒルズ	下河原 37-16-6	黒田庄福祉センター	西脇市黒田庄町前坂 2140
	三生野	110	32	オタイコ・ヒルズ	下河原 37-16-6	黒田庄福祉センター	西脇市黒田庄町前坂 2140
	無悪	106	41	越前町立織田中学校	下河原 37-2-10	黒田庄福祉センター	西脇市黒田庄町前坂 2140
	三田	130	36	越前町立織田中学校	下河原 37-2-10	総合市民センター	西脇市西脇 790-15
	小原	111	35	オタイコ・ヒルズ	下河原 37-16-6	総合市民センター	西脇市西脇 790-15
	南	86	25	オタイコ・ヒルズ	下河原 37-16-6	総合市民センター	西脇市西脇 790-15
	山内	148	45	越前町立織田中学校	下河原 37-2-10	播磨内陸生活文化総合センター	西脇市西脇 790-14
	持田	66	23	越前町立織田中学校	下河原 37-2-10	黒っこプラザ	西脇市黒田庄町前坂 2140
	長江	109	34	越前町立織田中学校	下河原 37-2-10	播磨内陸生活文化総合センター	西脇市西脇 790-14
	朝霧	146	50	越前町織田小学校	大王丸 20-17	黒っこプラザ	西脇市黒田庄町前坂 2140

別表２ 集落別避難先

小学校区	集落名	人口	世帯数	県内避難先		県外避難先	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
瓜生	末野	147	53	越前町立越前中学校	大樟 14-19	北部公民館	加西市満久町 230
						オークタウン加西	加西市鴨谷町 159-40
	安賀里	246	76	越前町立越前中学校	大樟 14-19	善防公民館	加西市戸田井町 388-10
						防災センター	加西市北条町東高室 993-1
	下タ中	200	71	厨地区集会施設	厨 16-17-1	北部公民館	加西市満久町 230
						オークタウン加西	加西市鴨谷町 159-40
	有田	113	56	越前町立越前中学校	大樟 14-19	勤労者体育センター	加西市玉野町 1124
	下吉田	110	39	越前町立越前中学校	大樟 14-19	市民会館	加西市北条町古坂 1-1
	上吉田	115	40	越前町立越前中学校	大樟 14-19	市民会館	加西市北条町古坂 1-1
	脇袋	183	69	越前町営アクティブランド体育館	厨 71-326-1	南部公民館	加西市上宮木町 524-2
	瓜生	128	54	越前町営アクティブランド体育館	厨 71-326-1	すぱーく加西	加西市北条町北条 1320-1
	関	119	41	越前町営アクティブランド体育館	厨 71-326-1	すぱーく加西	加西市北条町北条 1320-1
熊川	若葉	139	42	越前町営アクティブランド体育館	厨 71-326-1	健康福祉会館	加西市北条町古坂 1072-14
	瓜生コーポ	43	19	越前町営アクティブランド体育館	厨 71-326-1	健康福祉会館	加西市北条町古坂 1072-14
	グリーンハイツ	199	68	越前町営アクティブランド体育館	厨 71-326-1	健康福祉会館	加西市北条町古坂 1072-14
	熊川	223	96	織田農村環境改善センター	織田 109-57	中コミュニティプラザ	多可町中区茂利 20
				越前町萩野生活改善センター	織田 2-1	ベルディーホール	多可町中区中村町 135
熊川	新道	242	95	越前町立萩野小学校	細野 73-23	健康福祉センター「アスパル」	多可町中区岸上 281-51
	せせらぎ	96	33	越前町立萩野小学校旧笈松分校	笈松 24-37	健康福祉センター「アスパル」	多可町中区岸上 281-51
	河内	11	6	越前町萩野生活改善センター	織田 2-1	健康福祉センター「アスパル」	多可町中区岸上 281-51
三宅	仮屋	90	32	新保地区集会施設	新保 12-35	滝野総合公園体育館	加東市河高 4007
	若王子	70	25	越前町営越前体育館	梅浦 60-2-1	滝野総合公園体育館	加東市河高 4007

別表２ 集落別避難先

小学校区	集落名	人口	世帯数	県内避難先		県外避難先	
				避難先名称	住所	避難先名称	住所
三宅	三宅	290	106	玉川地区集会施設	玉川 44-27-1	滝野総合公園体育館	加東市河高 4007
	市場	200	77	越前町営越前体育館	梅浦 60-2-1	コミュニティセンター下東条	小野市福住町 247-5
	井ノ口	325	130	越前町立四ヶ浦小学校	小樟 42-175	滝野総合公園体育館	加東市河高 4007
	天徳寺	305	100	大樟地区集会施設	大樟 8-58-9	兵庫県立小野工業高等学校	小野市片山町 1034-1
	神谷	155	57	越前サブコミュニティセンター庁舎	梅浦 60-2-1	コミュニティセンター下東条	小野市福住町 247-5
	日笠	163	59	越前サブコミュニティセンター庁舎	梅浦 60-2-1	兵庫県立小野工業高等学校	小野市片山町 1034-1
	かみなかコーポ	94	56	越前町立四ヶ浦小学校	小樟 42-175	滝野総合公園体育館	加東市河高 4007
野木	杉山	130	44	高佐地区集会施設	高佐 32-13-1	兵庫県立小野高等学校	小野市西本町 518
	堤	217	72	米ノ地区集会施設	米ノ 52-49	兵庫県立小野高等学校	小野市西本町 518
	兼田	139	43	越前町立城崎南保育所	米ノ 46-6	兵庫県立小野高等学校	小野市西本町 518
	武生	99	31	越前町立城崎南保育所	米ノ 46-6	コミュニティセンターおおべ	小野市敷地町 1570-1
	玉置	201	65	越前町立城崎南保育所	米ノ 46-6	伝統産業会館	小野市王子町 806-1
	上野木	144	49	越前町立城崎小学校	茂原 4-8-1	匠台公園体育館	小野市匠台 77
	中野木	41	16	越前町立城崎小学校	茂原 4-8-1	匠台公園体育館	小野市匠台 77
	下野木	113	31	越前町立城崎小学校	茂原 4-8-1	匠台公園体育館	小野市匠台 77

別表3 広域避難ルート

地区名 (小学校区)	県内避難先		県外避難先	
	避難先市町	避難ルート	避難先市町	避難ルート
三十三 (みそみ)	越前町	国道 27 号→若狭三方 I C・若狭美浜 I C→舞鶴 若狭自動車道→北陸自動車道→武生 I C 下車→県 道 2 号線→国道 365 号	三木市	若狭梅街道→県道 22 号線→県道 24 号線→若狭 上中 I C・小浜 I C→舞鶴若狭自動車道→中国 自動車→吉川 I C 下車
三方 (旧明倫)	越前町	国道 27 号→若狭三方 I C・若狭美浜 I C→舞鶴 若狭自動車道→北陸自動車道→鯖江 I C 下車→国 道 417 号	三木市	国道 27 号→若狭梅街道→県道 22 号線→県道 24 号線→若狭上中 I C・小浜 I C→舞鶴若狭自動 車道→山陽自動車道→三木東 I C 下車
三方 (三方)	越前町	国道 27 号→若狭三方 I C・若狭美浜 I C→舞鶴 若狭自動車道→北陸自動車道→鯖江 I C 下車→国 道 417 号	篠山市 加東市	若狭梅街道→県道 22 号線→県道 24 号線→若狭 上中 I C・小浜 I C→舞鶴若狭自動車道→丹南 篠山口 I C 下車・中国自動車道滝野社 I C 下車
三方 (気山)	越前町	国道 27 号→若狭三方 I C・若狭美浜 I C→舞鶴 若狭自動車道→北陸自動車道→鯖江 I C 下車→国 道 417 号	丹波市	若狭梅街道→県道 22 号線→県道 24 号線→若狭 上中 I C・小浜 I C→舞鶴若狭自動車道→春日 I C 下車
西田 (梅の里)	越前町	国道 162 号→国道 27 号→若狭三方 I C・若狭美 浜 I C→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生 I C 下車→国道 417 号	丹波市	国道 162 号→若狭梅街道→県道 22 号線→県道 24 号線→舞鶴若狭自動車道→春日 I C 下車
西田 (旧岬)	越前町	県道 216 号線→国道 162 号→若狭梅街道→国道 27 号→若狭三方 I C・若狭美浜 I C→舞鶴若狭 自動車道→北陸自動車道→武生 I C 下車→国道 417 号	丹波市	県道 216 号線→国道 162 号→若狭梅街道→県道 22 号線→県道 24 号線→若狭上中 I C・小浜 I C →舞鶴若狭自動車道→春日 I C 下車
鳥羽 (鳥羽)	越前町	若狭梅街道→国道 27 号→若狭三方 I C・若狭美 浜 I C→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→鯖江 I C 下車→国道 417 号	西脇市	若狭梅街道→県道 22 号線→県道 24 号線→若狭 上中 I C・小浜 I C→舞鶴若狭自動車道→中国 自動車道→滝野社 I C 下車

別表 3 広域避難ルート

地区名 (小学校区)	県内避難先		県外避難先	
	避難先市町	避難ルート	避難先市町	避難ルート
瓜生 (瓜生)	越前町	県道 218 号線→国道 27 号→国道 8 号→国道 305 号	加西市	県道 218 号線→県道 22 号線→県道 24 号線→小浜 I C→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→中国自動車→加西 I C 下車
熊川 (熊川)	越前町	国道 303 号→県道 218 号線→国道 27 号→若狭上中 I C・三方 I C・若狭美浜 I C→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→鯖江 I C 下車→国道 417 号	多可町	国道 303 号→国道 27 号→県道 267 号線→小浜 I C 乗車→舞鶴若狭自動車道→春日 I C 下車→国道 175 号→県道 109 号線→県道 86 号線
三宅 (三宅)	越前町	国道 27 号→国道 8 号→国道 305 号	加東市 小野市	国道 27 号→県道 267 号線→小浜 I C 乗車→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→滝野社 I C・山陽自動車道三木小野 I C 下車
野木 (野木)	越前町	県道 24 号線→県道 22 号線→若狭梅街道→国道 27 号→国道 8 号→国道 305 号	小野市	県道 24 号線→小浜 I C→舞鶴若狭自動車道→山陽自動車道→三木小野 I C 下車

This map illustrates the Sagami Peninsula, highlighting evacuation routes and designated facilities. A red line traces the primary evacuation route along the coast and through inland areas. Red dots indicate temporary assembly points, while blue dots mark potential distribution points for emergency supplies. Various locations are labeled, including schools, public halls, and sports centers. The map also shows geographical features like mountains, rivers, and coastal areas.

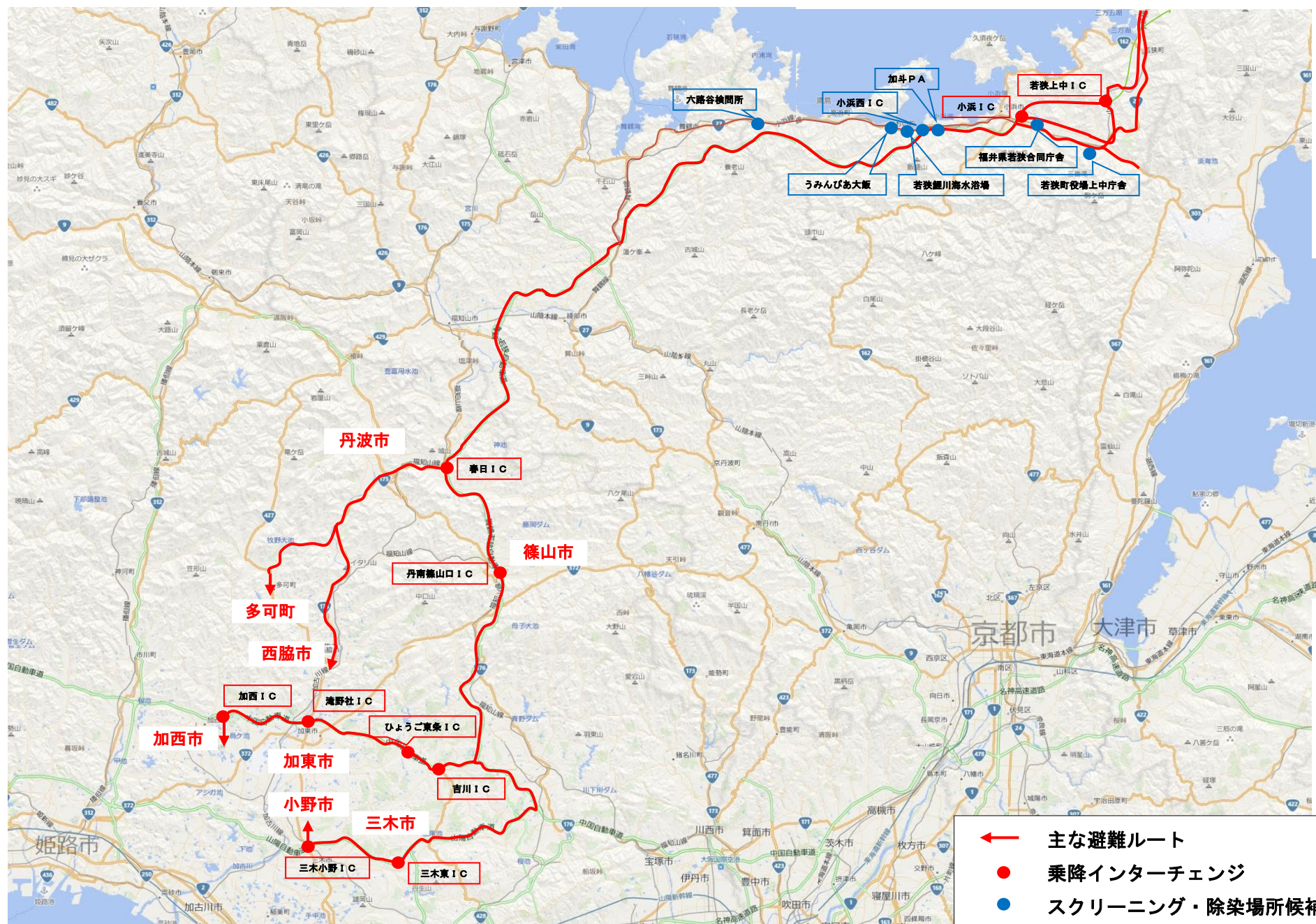
主な避難ルート
 一時集合施設
 安定ヨウ素剤の配布候補場所

別図1 広域避難ルート（県内避難 広域）



-  主な避難ルート
 一時集合施設
 安定ヨウ素剤の配布候補場所

別図1 広域避難ルート（県外避難 広域）



別表４ 一時集合施設

小学校区	施設名	所在地
みそみ	若狭町三方Ｂ＆Ｇ海洋センター	若狭町上野 4-1-3
旧明倫	旧明倫小学校	若狭町藤井 2-43
三方	若狭町三方勤労者体育館	若狭町中央 1-3
気山	若狭町立気山小学校	若狭町気山 310-9-1
梅の里	若狭町西田公民館	若狭町田井 21-7-1
旧岬	若狭町みさき漁村体験施（みさきち）	若狭町神子 14-4
鳥羽	若狭町立鳥羽小学校	若狭町三田 26-3-1
瓜生	若狭町立瓜生小学校	若狭町脇袋 7-17
熊川	若狭町立熊川小学校	若狭町熊川 43-25-1
三宅	若狭町上中体育館	若狭町市場 13-8
野木	若狭町立野木小学校	若狭町武生 15-7-1

別表５ スクリーニング（汚染検査）・除染場所候補場所

スクリーニング・除染場所候補地	所在地
若狭町役場上中庁舎駐車場	若狭町市場
美浜町役場駐車場	美浜町郷市
敦賀市総合運動公園駐車場	敦賀市杵見
北陸自動車道南条ＳＡ（下り）	南越前町上野
福井県若狭合同庁舎駐車場	小浜市遠敷
舞鶴若狭自動車道加斗ＰＡ（上り）	小浜市飯盛
〃 小浜西ＩＣ	小浜市岡津
若狭鯉川海水浴場駐車場	小浜市鯉川
うみんぴあ大飯駐車場	おおい町成海
国道２７号六路谷検問所	高浜町六路谷

別表６ 安定ヨウ素剤の備蓄場所

	保管場所	
	名称	所在地
若狭町	若狭町役場三方庁舎	若狭町中央 1-1
	〃 上中庁舎	若狭町市場 20-18
福井県	二州健康福祉センター	敦賀市開町 6-5
	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町 3-10

別表 7 緊急時における安定ヨウ素剤の配布候補場所

施設名	所在地
若狭町役場三方庁舎	若狭町中央 1-1
〃 上中庁舎	若狭町市場 20-18
若狭町地域福祉センター	若狭町井崎 40-80
若狭町野木公民館	若狭町兼田 1-29

別表 8 沿岸部の漁港

漁港名	施設名	所在地	前面水深	備考
常神漁港	第 1 物揚場	若狭町常神	-4.0m	
神子漁港	第 4 物揚場	若狭町神子	-2.0m	
小川漁港	第 2 物揚場	若狭町小川	-2.0m	
塩坂越漁港	第 3 物揚場	若狭町塩坂越	-2.0m	
世久見漁港	第 3 物揚場	若狭町世久見	-2.5m	

別表 9 臨時ヘリポート候補地一覧（福井県防災ヘリ指定場所）

名称	所在地	管理者	備考
常神漁港岸壁	若狭町常神	若狭町（建設課）	
若狭町みさき漁村体験施グラウンド	若狭町神子 14-4	若狭町（観光商工課）	
小川漁港岸壁	若狭町小川	若狭町（建設課）	
三方中学校グラウンド	若狭町北前川 48-10	若狭町（三方中学校）	
若狭町多目的交流広場	若狭町北前川 26-10	若狭町（教育委員会）	
かみなか農村運動公園	若狭町市場 8-27	若狭町（教育委員会）	
野木小学校グラウンド	若狭町武生 15-7-1	若狭町（野木小学校）	

別表 10 放射線防護施設一覧

〔一時集合施設〕

施設名	所在地
若狭町みさき漁村体験施（みさきち）	若狭町神子 14-4

〔病院〕

施設名	所在地
レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1
若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 19-5

別表 1 1 病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所

〔医療機関〕

避難対象施設			避難先			
設置主体	施設名	所在地	市町	設置主体	施設名	所在地
(医)嶺南病院	嶺南こころの病院	若狭町市場 24-18-1	福井市	(医)新田塚医療福祉センター	福井病院	福井市江上町 55-20-4
			福井市	(医)三精病院	三精病院	福井市大島町柳 205 番地
			福井市	(医)厚生会	福井厚生病院	福井市下六条町 201 番地
			小浜市	公立小浜病院組合	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
			鯖江市	(医)寿人堂	みどりヶ丘病院	鯖江市三六町 1-2-6
			永平寺町	国立大学法人 福井大学	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月第 23 号 3 番地
			福井市	福井県	福井県立病院	福井市四ツ井 2 丁目 8 番 1 号
			福井市	福井県	福井県立すこやかシルバー病院	福井市島寺町 93-6
			福井市	(財)松原病院	松原病院	福井市文京 2 丁目 9 番 1 号
			福井市	(医)福仁会	福仁会病院	福井市文京 5 丁目 10 番 1 号
公立小浜病院組合	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9	小浜市	公立小浜病院組合	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
			福井市	福井県	福井県立病院	福井市四ツ井 2 丁目 8 番 1 号
			鯖江市	公立丹南病院組合	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
若狭町	若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 19-5	小浜市	公立小浜病院組合	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
			敦賀市	敦賀市	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1 丁目 6-60

[高齢者福祉施設]

避難対象施設					避難先				
施設の種 類	設置主体	施設名	所在地	入所者数	市町	施設の種 類	設置主体	施設名	所在地
介護老人福祉施設	(福)松寿会	松寿苑	若狭町井ノ口 32-6-1	80	越前町	介護老人福祉施設	(福)光道園	第三光が丘ハウス	越前町朝日 22-7-1
					越前町	短期入所生活介護	(福)光道園	第三光が丘ハウス	越前町朝日 22-7-1
					越前町	養護老人ホーム	(福)光道園	第一光が丘ハウス	越前町朝日 22-7-1
					越前町	養護老人ホーム	(福)光道園	(旨)第二光が丘ハウス	越前町朝日 22-7-1
地域密着型特養	若狭町 (福)若狭町社会福祉協議会	五湖の郷	若狭町田井 24-2	29	越前町	介護老人福祉施設	(福)海楽園	海楽園	越前町米ノ 46-1-1
					越前町	短期入所生活介護	(福)海楽園	海楽園短期入所生活介護事務所	越前町米ノ 46-1-1
介護老人保健施設	(医)敦賀温泉病院	ゆなみ	若狭町岩屋 61-31	100	越前町	介護老人保健施設	(医)積心会	丹生ケアセンターひまわり荘	越前町四ツ杉 3-10
					越前町	介護老人福祉施設	(福)織田やすらぎ会	やすらぎ荘	越前町織田 83-24-1
					越前町	短期入所生活介護	(福)織田やすらぎ会	やすらぎ荘短期入所生活介護事務所	越前町織田 83-24-1
					越前町	介護老人福祉施設	(福)敬老会	シルバーハイツ宮崎	越前町小曽原 75-35
					越前町	短期入所生活介護	(福)敬老会	シルバーハイツ宮崎	越前町小曽原 75-35
グループホーム	(福)若狭町社会福祉協議会	認知症対応型グループホーム五湖の郷	若狭町田井 24-2	9	越前町	グループホーム	(福)織田やすらぎ会	グループホームやすらぎ	越前町織田 83-24-1
					越前町	グループホーム	(福)敬老会	アクティブケア宮崎	越前町小曽原 33-34

[障害者福祉施設]

避難対象施設					避難先				
施設の種 類	設置主体	施設名	所在地	入所者数	市町	施設の種 類	設置主体	施設名	所在地
共同生活援助・共同生活介護	(特非)なこやなぎ倶楽部	メゾン・ド・ひまわり	若狭町熊川 22-2-1	10	越前町	障害者支援施設	(福)光道園	ライトホープセンター	越前町朝日 22-3-1
共同生活援助・共同生活介護	(福)つぐみ福祉会	おおとば寮	若狭町大鳥羽 16-50	7					
共同生活援助・共同生活介護	(福)つぐみ福祉会	わかさ寮	若狭町下タ中 11-27-1	20					
共同生活援助・共同生活介護	(福)若狭町社会福祉協議会	ケアホーム五湖の郷	若狭町田井 24-2	7					

様式1 緊急時の避難者情報

小学校区 (集落 名)	住 民			学 校				福祉施設		医療機関	
	世帯数	人 口	内在宅の 要配慮者	学校名	児童 生徒数	教職員数	合 計	施設名	入所者数	施設名	入院患者数
合 計											